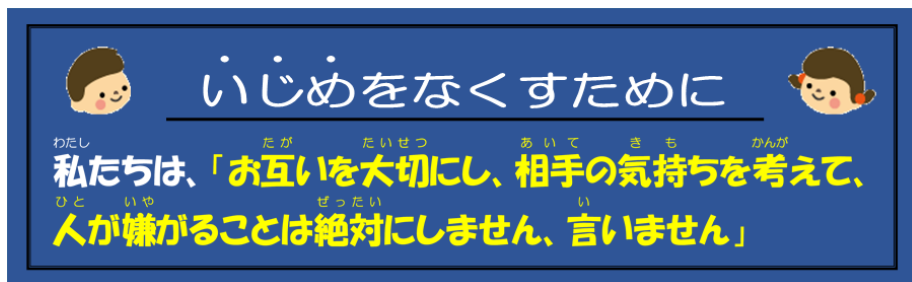


令和 7 年度

浜田市いじめ防止 基本方針



浜田市

＜目次＞

○はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について

- 1 いじめ問題に対する基本的な考え方と浜田市いじめ防止基本方針
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの多様な様態
- 4 いじめの問題に対する役割

第2章 いじめ防止等の施策といじめへの対処

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめ早期発見の取組
- 3 いじめへの対処

第3章 いじめ問題に対応するために設置する浜田市の組織

- 1 「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」
- 2 「浜田市いじめ防止対策推進委員会」

第4章 いじめ問題に対応するための学校の方針と組織

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめ防止の組織

第5章 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味
- 2 重大事態への対処

第6章 いじめ防止基本方針の評価と見直し

令和 7 年度 浜田市いじめ防止基本方針

浜田市

〇はじめに

子どもは一人一人がかけがえのない存在であり、一人の人間として尊重されなければならない。子どもが心や体に深刻な被害を受けるいじめは子どもの基本的人権を脅かす絶対に許されない行為である。「こども基本法」の精神にのっとり、全ての子どもの権利が守られ、すこやかに成長して幸せな生活を送ることができる社会をめざしていくため、私たち浜田市民は「お互いを大切にし、相手の気持ちを考えて、人が嫌がることは絶対にしない、言わない」「他の人が嫌なことをされる姿を見たら、傍観せずにやめさせるために行動する」という強い意志をもって、いじめの根絶に全力を挙げて取り組むことを決意した。

私たち浜田市民は「いじめは絶対に許されないもの」という意識を共有し、学校教職員だけでなく保護者や外部の関係者、組織及び地域住民と連携を進めて、地域社会が総がかりでいじめ問題に取り組むものとする。浜田市民が一丸となり、人権尊重宣言都市として、すべての人にやさしく、温かく接して、明るく住みよいまちを築き、子どもがすこやかに成長できる環境の実現をめざしていくものとする。

第 1 章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向について

1 いじめ問題に対する基本的な考え方と浜田市いじめ防止基本方針

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つである。一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となり組織的に対応することが必要である。また、地域の力や関係機関等も積極的に取り込み社会全体で対応することが必要である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、浜田市は、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」の趣旨を踏まえ、国や県の方針を受けて、浜田市の設置する小中学校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「浜田市いじめ防止対策推進条例（以下「市推進条例」という。）」第 2 章に定める「いじめ防止基本方針」として「浜田市いじめ防止基本方針」を策定する。

本方針は、いじめ防止のための組織や関係機関等の評価や意見を反映したり、国の法や方針の見直し等があったりした場合には、「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」での検討、審議を経て見直し改正を重ねていく。

2 いじめの定義

法第2条では、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行い、「いじめ」のおそれがある場合、その可能性を視野に入れて調査、指導を進める。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、管理職も含めて組織的に行う。

3 いじめの多様な様態

いじめは、冷やかしかからかいなどから、犯罪行為として取り扱われるべきものまで多様であり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものまで含まれる。犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮の上に被害者の意向を受けて、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応を取ることが必要である。

また、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめにあたると判断した場合にも、調査や指導を通して実情を明らかにした上で、いじめた児童生徒の行為や心情に目を向けて、いじめ行為に対する毅然とした指導と個々の心情を加味して諭す指導をバランスよく行う必要がある。

4 いじめの問題に対する役割

(1) 浜田市

浜田市は、法が示す基本理念にのっとり、県と協力しつつ、啓発や関係機関等との連携などの施策を策定し、実施する。また、市内小中学校（以下「学校」という。）の設置者として、いじめの問題に対して、学校への適切な指導・支援に取り組む。

(2) 学校

学校は、法が示す基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図り、いじめの防止及び早期発見に取り組む。当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

(3) 保護者

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図るなど家庭での教育を通して、その保護する子どもがいじめを行うことがないよう、いじめを傍観することのないよう、子どもの人権感覚を育てていく。

また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護をするとともに、速やかに学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。いじめを受けている子どもを見たり、いじめを受けている事実を聞いたりした場合にも、速やかに学校や関係機関等に相談するなど、必要な措置をとる。

保護者は、国、県、市、学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。また、いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は、教職員や保護者や相談窓口（例えば「子ども人権 110」、「子どもと家庭電話相談室」、「チャイルドライン」）や民間団体等に相談する。

(5) 地域

地域は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。あいさつや声かけ、地域行事への子どもの積極的参加を促すことを通して、自尊感情や人権感覚を育むとともに、温かいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰囲気を醸成していく。

第2章 いじめ防止等の施策といじめへの対処

1 いじめの未然防止

(1) いじめ未然防止に対する考え方

いじめはだれにでも起こりうるということを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめの未然防止の取組を進める必要がある。

浜田市の小中学校では、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない。」という認識に立って指導を行い、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。

また、家庭においては、乳幼児期から保健分野と連携し、就学前も含めて子どもに規則正しい生活習慣を身につけさせたり温かな関わりの中で豊かな心を育んだりする中で、自尊感情や人権意識を培っていくことが必要である。

(2) いじめ防止に関する浜田市の施策

浜田市は浜田市教育振興計画の施策や国や県の施策を活用し、浜田市の児童生徒のこころの教育を推し進め、以下の施策を実施する。

ア 教育活動全体を通じて、人権教育や道徳教育、学校図書館活用教育、ふるさと教育などの充実を図るとともに、指導力の向上や、地域との連携を支援する。

イ 学校教育活動におけるキャリア教育を視野に入れた体験活動の推進を支援する。

ウ 学級のアナログ等を活用した、集団の状況把握と指導を支援する。

エ インターネット・携帯電話関連の事業者に協力を求め、ネットいじめ防止の取組や啓発を進める。

オ いじめの未然防止や対応の確認に関する取組は、校長のリーダーシップのもと、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、情報を共有しながら全教職員で協力し、学校全体で取り組むよう指導助言を行う。

カ 教職員のいじめ問題等に関する共通理解を図るため、市内の児童生徒を取り巻く状況や課題について情報を提供するとともに、いじめへの対応について『いじめ問題対応の手引き』（島根県 平成27年）等を活用するなどして指導助言を行う。

キ 外部の専門家（スクールカウンセラー（注1）やスクールソーシャルワーカー（注2）等）の派遣を、学校の要請をもとに必要に応じて受け付ける。関係諸機関からの資料や情報を学校に提供し、学校と諸機関の連携が円滑に進むよう助言や支援を行う。

ク 各地区の会議等での情報提供などを通して、いじめ問題についての啓発活動
を続ける。また、社会教育の活動とも連動し、学校と地域、家庭が組織的に連
携・協働する活動の場を設定し、多くの大人が子どもの成長に関わることがで
きるようにする。

(3) 浜田市の小中学校におけるいじめ未然防止の基盤

学校現場における、いじめの未然防止の基盤となるのは、児童生徒が周囲の友
人や教職員と信頼できる関係の中、安全で安心して学校生活を送ることができ、
規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学
級づくり、集団づくり、学校づくりを行うことである。

また、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自己有用感を高められるよう
な活動を工夫するとともに、児童生徒が互いに人権を尊重し合える支持的な風土
の醸成を図ることである。

(4) 浜田市の小中学校で推進するいじめ防止の取組

ア 学校の教育活動全般において、人権教育や道徳教育、学校図書館活用教育、
ふるさと教育などの充実を図る。豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、
互いの人権を尊重する態度を養う。

イ 児童生徒の活動、実践の場として、キャリア教育を視野に入れた体験活動を
計画的に推進する。

ウ 学級のアンケートやアンケートＱ－Ｕ（注３）等も活用し、集団への指導を工
夫する。学級会や児童会・生徒会などの自主的で自治的な活動を通して、主体
的に実践する態度を育てる。

エ 児童生徒がインターネット等を通じて行われるいじめに巻き込まれないよう
に、情報モラル教育を計画的に推進する。外部の専門家にも協力を求め、いじ
め防止のための取組や啓発を進める。

オ いじめの未然防止や対応の確認に関する取組は、校長のリーダーシップのも
と、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、情報を共
有しながら全教職員で協力し、学校全体で取り組む。

カ 校内の研修では、教職員のいじめ問題等に関する認識の共有を図るため、児
童生徒を取り巻く状況や課題について情報を共有する。また、いじめへの対応
について『いじめ問題対応の手引き』等を活用して少なくとも年に複数回の研
修を行い、教職員一人一人が意識を高め、いじめ問題への対応力を身につける。

キ 外部の専門家を活用するなどして啓発活動や集会活動などを実施する。それぞれの機関からの資料や情報を提供し、いじめの相談につながる相談窓口について周知を徹底する。

ク 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築し、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

2 いじめ早期発見の取組

(1) いじめ早期発見に対する考え方

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付くことが必要である。いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめの対応に関わっていくことが必要である。

(2) いじめの早期発見のための浜田市の施策

浜田市は、国や県と連携し、あるいは事業を活用して、次のような施策を行う。

ア 教職員と児童生徒との関わりを支援するために、啓発活動や事務の効率化について指導する。

イ 各校の相談体制の充実について指導するとともに、スクールカウンセラー（注1）、スクールソーシャルワーカー（注2）または外部の相談機関の活用について支援や指導を行う。

ウ 定期的なアンケート調査の実施や効果的な分析について指導支援を行う。

エ 各種相談機関の電話相談窓口についてチラシ等を利用して周知する。

オ 保護者や地域との懇談、連絡会などへの参加と情報交換を通して児童生徒の学校内外の様子を把握する。

(3) 学校における早期発見のあり方

学校は、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(4) 浜田市の小中学校に求めるいじめの早期発見の取組

- ア 児童生徒からのサインを教職員がしっかりと受け止め、日頃の学校生活を通して児童生徒との信頼関係を構築する。児童生徒の生活記録や連絡帳などの指導を通して児童生徒の心情理解に努める。
- イ 定期的な教育相談の機会を確保し、方法についても工夫を図る。
- ウ アンケートＱ－Ｕや学校が独自に行うアンケート調査を通して児童生徒の実態把握や現状分析に努める。
- エ 各種相談機関の電話相談窓口などについて周知を進めるとともに、適切な利用について指導する。
- オ 保護者や地域との懇談、連絡会などを通して児童生徒の学校内外の様子を把握する。
- カ 児童生徒の情報端末の利用状況を把握し、アンケートや聴き取りなどの方法で定期的に実態調査を行う。

3 いじめへの対処

(1) いじめへの対処に関する基本的な考え方

いじめに関する相談や情報提供があった場合、校長のリーダーシップのもと、学校のいじめ防止等の対策のための組織を中心に速やかに情報の収集と共有を進めて組織的に対応する。いじめがあることが認知された場合、また、疑われる場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し、速やかに教育委員会へ報告する。事実確認と指導の経過やその後の状況は、教育委員会、いじめを受けた児童生徒とその保護者、いじめを行った児童生徒の保護者へ適切に連絡する。

(2) 学校での対処

ア いじめの発見、通報を受けたときの対応

発見・通報・相談を受けた教職員は速やかに校長及び校内のいじめに対応する組織に報告する。その後は、当該組織が中心となり、関係児童生徒から情報を収集し、事実確認を行う。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、管理職も含めて組織的に行う。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はた

めらうことなく所轄警察署と相談して対処するとともに教育委員会へ報告する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行うとともに、その児童生徒の心理状態についても把握に努める。いじめられた児童生徒の保護者に対しては、事実関係の報告や当該児童生徒への対応等についても情報を共有する。必要に応じて、当該児童生徒や保護者の心のケア等の対応について、外部の専門家（スクールカウンセラー（注1）、スクールソーシャルワーカー（注2）、医師等）の協力も得ながら継続的な支援を行う。

ウ いじめを行った児童生徒又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめを行ったことが確認された場合、学校は指導を加えていじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、いじめを行った児童生徒の保護者に対して事実関係を連絡し、学校の指導について理解を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。なお、いじめを行った児童生徒が抱える課題等、いじめの背景にも目を向け、適切な教育的配慮を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

学校はすべての児童生徒が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築し、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。また、いじめの現場に居合わせた児童生徒に対しては、事実確認の過程で自身と事象の関わりを振り返らせ、その状況に応じた指導を行う。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、ただちに本人に確認し、保護者に連絡を取り、関係機関等と連携して適切に指導する。

(3) 関係機関等との連携

いじめ問題への対応においては、いじめの様態や効果的な指導を行う観点から、関係機関等（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。円滑な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関等の担当者との情報交換や連絡会議の開催などにより、情報を共有できる体制の構築を図る。

また、教育相談の実施にあたり、医療機関などの専門機関や、教育センターや児童相談所などの相談窓口についても児童生徒や保護者へ周知する。

第 3 章 いじめ問題に対応するために設置する浜田市の組織

1 「浜田市いじめ問題対策連絡協議会」

法第 14 条、市推進条例第 3 章の規定に基づき、浜田市の小中学校におけるいじめの防止等に関係する諸機関の連携を図るため、「浜田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置する。この会は別に定める規則によって運営されるものとする。いじめの問題に関する課題を関係機関等と共有し、効果的な対応や施策について総合的に検討する。

2 「浜田市いじめ防止対策推進委員会」

法第 14 条第 3 項、市推進条例第 4 章の規定に基づき、連絡協議会の円滑な連携の下に、浜田市が設置する小中学校におけるいじめ対策を実効的に行うことを目的として「浜田市いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を設置する。この推進委員会は別に定める規則によって運営されるものとする。いじめ防止に関する施策の推進を指導するとともに、個々の事案に関する情報の整理や対応の指導を行う。

また、推進委員会は、法第 28 条に規定する重大事態に係る調査を学校の設置者として教育委員会が行う際に、調査を行う組織とする。構成員は適切にいじめ問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

第 4 章 いじめ問題に対応するための学校の方針と組織

1 学校いじめ防止基本方針の策定

法第 13 条に基づき、浜田市内の小中学校は、国、県、市の基本方針を参考にし、それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、学校として、いじめの防止等の取組をどのように行うかについて、基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めることとする。

学校いじめ防止基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見、早期対応の在り方など学校のいじめ問題に対する姿勢や考えを整理し、児童生徒や保護者、地域関係者に HP など周知する。

策定作業や策定後の取組が組織的に行われることが期待される。策定した基本方針は関係者で見直しを行う。

2 学校におけるいじめ防止の組織

法第 22 条に基づき、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員で構成されるいじめ防止等の対策のための組織を設置する。必要に応じて、心理や福祉の専門家などの外部専門家を加えて構成される組織とする。

組織の設置にあたっては、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できる体制とする。

第 5 章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

(1) 重大事態とは

法第 28 条と国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には、目安にかかわらず、適切に判断する。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて前述のア、イに規定されているいずれかの重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるものとする。

2 重大事態への対処

(1) 調査の趣旨及び調査主体について

浜田市教育委員会教育長は、重大事態発生の報告を受けて、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。

調査の主体は学校が主体になって行う場合と、教育委員会が主体になって行う場合が考えられる。学校が主体となつて行われる場合を主として考えるが、状況を踏まえて、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、推進委員会が主体となつて調査を行う。調査はいずれの場合も主体となる組織の判断に基づき、教育委員会と学校が連携して進めるものとする。

(2) 重大事態の調査内容

重大事態の調査においても、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることに十分配慮する。

重大事態の調査では、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ、だれから行われ、どのような様態であつたか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にするために、組織的に調査を実施し、結果を教育長が市長に報告する。

なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、相互の緊密な連携に努めるとともに、児童生徒から聞き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に努める。

(3) 重大事態を調査する組織

調査組織の設置については、浜田市教育委員会では推進委員会が担当し、各学校では各校のいじめ防止のための組織がそれを担当する。必要に応じて心理や福祉、法の専門家の専門的知識を有する者を加えて対応する。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）によって調査と報告の業務にあたり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 事実関係を明確にするための調査

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合には、その児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考えて行う。児童生徒の心身の状態などを考慮し内容や方法について配慮する。聴き取り調査では事実の確認とともに、いじめを受けた児童生徒の事情や心情も聴取り、状況に合わせた継続的なケアを行い、その後の支援につなげていく。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合には、当該児童生徒の保護者の意見等を十分に聞き、協議した上で、調査に着手する。特に児童生徒の自死という事態が起こった場合には、事実究明とその後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。

個人情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

質問紙等の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

(5) 調査結果の報告

調査の結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添える。

(6) 調査報告を受けた市長による再調査、及び措置

法第30条第2項に基づき、市長は報告を受けた後、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認

めるときは、再調査（法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査）を行う。

この再調査は「浜田市いじめ防止等調査委員会（以下「調査委員会」という。）」がその任にあたる。調査委員会は別に定める規則によって運営されるものとする。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によって調査、報告にあたり、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

その調査の結果については、法第 30 条第 3 項に基づき、浜田市議会に報告する。その内容については、個々の事案に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなる。その際は個人のプライバシーに対して配慮する。

(7) 調査結果の公表

調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

(8) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置

いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、適切な対応が考えられる。その際、文科省からの通知と「浜田市立学校の出席停止の手続きに関する規則」を参酌して適切に運用する。

第 6 章 いじめ防止基本方針の評価と見直し

(1) 「浜田市いじめ防止基本方針」の評価と見直しについて

浜田市のいじめ防止といじめ問題への対処に関して、連絡協議会において年度ごとに内容を検討する。また、「浜田市いじめ防止基本方針」の内容についても、連絡協議会での話し合いをもとに見直しを重ねる。

(2) 学校いじめ防止基本方針の見直しと評価について

各学校におけるいじめの未然防止の取組が、着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の様子、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで把握する。また、学校のいじめ防止のための組織や職員会議において定期的に評価し、組織的・計画的にPDCAサイクル（注4）に基づく取組を継続する。

なお、いじめ問題への対応や学校の評価に関して情報提供の際には、個人のプライバシーに対して配慮する。

注1 スクールカウンセラー（SC）

学校教育相談体制を充実するために、教育機関に配置され、児童生徒、保護者の相談等に当たっている専門家のこと。

注2 スクールソーシャルワーカー（SSW）

教育分野だけでなく、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家のこと。

注3 アンケートQ-U

河村茂雄氏らによって開発されたアンケートを利用した学級集団分析尺度。個人の状態、学級集団の状態、学級集団と個人との関係を把握し、個人や集団の状態を推測した上で、組織的な分析や対策的実践につなげている。

注4 PDCAサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4つの段階を繰り返して事業活動を継続的に改善していく手段の1つ。